

令和元年度 古文書講座(三)のレジュメ (七月二日・九日 担当 蓑島)

一 テキストにした古文書の時代背景

今回の講座では、飛騨郡代高山陣屋文書のうち、明治元年(一八六八)十一月と同二年一月、高山県商法局へ差し出された二通の文書をテキストにしました。

(一) 郡代について

飛騨国は、元禄五年(一六九二)、藩主の金森頼時が出羽国上山へ移されると幕府の直轄地となり、行政を司る代官が置かれました。この代官を後に飛騨郡代と言います。郡代は幕府の勘定奉行に属し、管轄区域が広大か、支配地が十万石以上である場合に設置され、次の四郡代が幕末まで存在しました。

飛騨郡代

初代代官は、第六代関東代官の伊奈忠篤が兼ねる。安永六年(一七七七)郡代に昇格し、代官の大原紹正が初代郡代となる。豊かな木材資源、鉱産資源を管轄する。役所の所在地は、高山町(高山陣屋)。

美濃郡代

幕府成立以降、美濃国及び伊勢国桑名郡にある幕府直轄地を支配する。石高は十数万石。初代の代官は、大久保石見守長安。役所の所在地は、慶安三年(一六五〇)から羽栗郡傘町(笠松陣屋)。

西国郡代

豊前、豊後、肥前、肥後、日向、筑前の西国にある十六万石余の幕府直轄地を支配する。明和四年(一七六七)、日田代官の揖斐政俊が郡代に昇格して成立。役所の所在地は豊後国日田。

関東郡代

関八州の百万石以上に及ぶ幕府直轄地を支配する。世襲の代官伊奈氏の改易により、寛政四年(一七九二)郡代が置かれ、勘定奉行の久世広民が兼任。役所の所在地は、江戸日本橋馬喰町。

しかし、第一五代將軍徳川慶喜が大政奉還し、朝廷が王政復古の大号令を発すると、慶喜に辞官納地を命ずることとなり、幕府の直轄地は明治新政府に接收されました。これにより郡代が支配した地域は飛騨県(のちに高山県)、笠松県、日田県となり、関東においては菰山県(伊豆相模)、品川県(武蔵)、真岡県(下野)、大宮県(武蔵)、宮谷県(安房上総)、岩鼻県(上野)、若森県(常陸下総)、小菅県(武蔵)、葛飾県(下総)が置かれたのです。

一方、明治新政府は城代、所司代、奉行などが支配した地域を「府」とし、京都府、東京府、伊勢渡会府、大坂府、長崎府、箱館府、新潟府、奈良府、甲斐府を置きました。幕藩体制下の藩は存続していたことから、廃藩置県(明治四年)が実施されるまでの地方行政の体制を「府藩県三治制」と言います。

(二) 二冊の明治二年『官員録』に見る地方官の顔ぶれ

明治二年一月の『官員録』と、年月日不詳ですが、同年六月頃に刊行したと思われる『官員録』を比較してみました。京都府、東京府、笠松県、高山県のトップを表にしました。

この表から、次の二つのことが浮かび上がってきます。

- 1 明治新政府の組織が固まらない中、地方官に任命されたのは、大別すると、(一)京都府の長谷信篤のような公卿、(二)東京府の大木喬任(肥前)、東京府の鮫島尚信(薩摩)のような藩閥出身者、(三)笠松県の長谷部恕連(越前)、東京府の青山貞(越前)、高山県の梅村速水(水戸)のような勤王派である。倒幕に関わった者が、応分のポストを与えられたのである。
- 2 接収した幕府直轄地の支配が安定するまで、任命した地方官の顔ぶれを変えたくないところである。ここに示した京都府、東京府、笠松県のトップは変わっていないのに、高山県の場合は、明治二年中に地方官全員が入れ替わることになった。いわゆる「梅村騒動」の発生により、明治新政府は事態を收拾するため、梅村速水一派を捕え、人心の一新を図ったのである。

(三) 梅村騒動の経緯

それでは、梅村騒動とは何か、大正一〇年に岡村利平が著した『飛騨編年史要』に基づき、主な出来事を見ていきたいと思います。なお、原典の記事は平易な言葉に改めました。

慶応四年（九月八日 明治改元）

三月三日

梅村速水、高山へ着き東山大雄寺に入る。梅村の本名は沼田準次郎、水戸藩士。脱藩して京畿に居たところ、美濃揖斐の棚橋衡平（元の名長澤喜間太）と最も親交があり、その推薦によって、当分飛騨国出役の命を受ける。揖斐の百姓三名を雇い、家来として飛騨に入る。

三月四日

郡中会所の人々、竹沢寛三郎が梅村と交代する聞き、交代延引を願うことについて協議する。（竹沢は東山道鎮撫使）

三月一三日

この日の午後、竹沢寛三郎、郷村諸書物等を梅村速水へ引き渡し、高山を出発、久々野駅に一泊する。また同日、地役人一同は梅村へ元のように召抱方を請願、梅村はこれを許す。

三月一四日（この日江戸では、二度目の西郷・勝会談が行われる。）

梅村、前日に竹沢と交代したことを村々へ布告する。

三月一八日

梅村、庁内の仮分職、及び京都の詰役を定め、家来地役人を以て諸掛の配置をする。

三月一九日

梅村、他国より立ち入り姦計をめぐらして民心を惑乱する者、或いは他国の人と内通して陰謀を企む者は召捕って誅殺すると揭示する。

五月二三日

飛騨県を置く。

府県名	明治2年1月の『官員録』				明治2年6月頃の『官員録』			
	知府事・知県事	判府事・判県事	判府事・判県事	判府事・判県事	知府事・知県事	判府事・判県事	判府事・判県事	判府事・判県事
京都府	長谷宰相(信篤)	松田五位(道之)			長谷宰相(信篤)	松田五位(道之)	青山小三郎(貞)	
東京府	大木民平(喬任)	江藤五位	北島五位(秀朝)	杉浦武三郎	大木民平(喬任)	北島五位(秀朝)	青山小三郎<京都から>	鮫島五位(尚信)
笠松県	長谷部基平(恕連)	酒井元右衛門	小崎公平(利準)	中川九稼	長谷部基平(恕連)	酒井元右衛門	小崎公平(利準)	
高山県	梅村速水	村上俊助	吉田文助	富田稲太(礼彦)	宮原大輔(積)	高木庄次郎	飯田鞭兒郎	

明治2年の地方官任命

六月二日

飛騨県を高山県と改称し、梅村速水が知県事に任命される。月給は二〇〇両。

七月一日

商法局を設け、屋貝権四郎、鷺見佐吉、平瀬安兵衛、江馬弥平の四人に事務を申し付ける。屋貝が局長となる。商法局の設置により、糸・紬の検査を糸問屋の福島屋五右衛門から商法局へ改める。

七月一日

梅村速水が、村上俊助・吉田文助・富田稲太の任官について、弁事（太政官総裁局）へ伺書を出す。

七月二四日

庁内の仮分職を改定して神祇、監察、勸農、出納、学校教授、軍司、商法、鉱山、造営、関守、京都詰の各役とする。

八月一日

水戸藩の村上俊助、高山県の吉田文助（号緻城）、高山県の富田稲太（名礼彦 号節齋）が高山県判事に任命される。月給四五両。この時村上、吉田は二九歳、富田は五八歳。

九月二六日

荏（え・エゴマ）、菜種、紙草（かみくさ・ゴウソ）、熊胆（くまのい）、熊皮、猪胆（ちよたん・猪の胆嚢）、鹿皮角、薬草類すべて商法局が買い上げるものとし、相対売買を禁止する。商人の失業者が増える。

一〇月八日

玄米三百三石六斗九升を、高山市中の貧しい人へ援助物資として分け与える。

一二月一八日

仕出し料理屋、菓子屋、会席料理屋、肴屋、餅一膳飯屋、煮売、青物問屋、饅頭屋、汁粉屋、酒造屋、鮓鳥獣煮売、越中塩売捌、味噌醤油屋、蠟燭練油屋、うなぎ屋、桧物屋、休所茶屋、遊女屋、桶師、通遊女屋等に運上金を課し、他の者が、類似の稼業を行うことを禁止する。

明治二年

一月二〇日

川上屋善右衛門が京都の刑法官へ高山県政治改正の歎願書を提出する。

一月二五日

京都の刑法官が、川上屋善右衛門を召して、歎願書の件について取り調べる。

一月二六日

梅村速水が、村上判県事とともに京都へ出発する。

二月二九日

夜、高山八幡町で出火。その場に集まった四五百人の群衆が、鎮火後、商法局長江馬弥平宅のほか、ふだん梅村速水にひいきされている者の居宅三四軒を打ち毀す。吉田判県事は身の危険を感じ、翌朝兵士を率いて県庁裏門より脱出、京都へ走る。

三月五日

梅村速水が、高山県の騒動を知り、京都を出発して飛騨へ向かう。

三月六日

判県事の富田稲太が、騒動の発生について、朝廷へ謝罪するため、切腹自殺をはかるも、一命を取りとめる。

三月一日

前日午後より高山を発した憤民数千人、古川町の火消人足が先鋒、高山町の火消人足が殿となつて鳶口、竹槍等を携え、益田筋治道の者も加わり総勢一万人余が、萩原町へ殺到する。

三月二日

探索方の塩山只雄が高山へ、監察司知事の宮原大輔が小坂宿へ到着する。

三月四日

京都にて梅村、村上、吉田、富田の四人は免職となる。そして梅村、村上、吉田は刑法官へ引き渡される。

三月五日

新任高山県判事の高木庄次郎が高山へ到着する。監察司の命令により、高山県の商法局を廃止し、諸商法向運上等、幕府の旧例にならわせる。

三月十七日

監察司の命令により、梅村速水が取り立てた兵隊を廃止する。

四月一日

監察司知事の宮原大輔が、高山県知県事に任命される。(宮原は鳥取藩士)

四月六日

県庁に租税方、庶務方、鉦山方、社寺方、書記方、営繕方、会計方、金穀方、鞠獄方、捕亡方を置き、地役人を以て各役人に任命する。

梅村速水は、慶応四年六月二日、高山県の初代知県事となり、飛騨一国の治政を任せましたが、急激な改革を進めたことにより、庶民の反感を招いてしまいました。特に商務局を設けて、エゴマ、菜種などを専売制にするとともに、各種商売を許可制にし、運上金(冥加金)を徴収するという政策は、庶民の生活を苦しくさせました。そのため、不満が募った民衆(憤民)が立ち上がり、商務局長江馬弥平宅や、梅村にひいきされている者の居宅三四軒を打ち毀したのです。

講座テキストの文書は、梅村騒動が勃発する直前に事務局へ提出された上申文書で、端裏に序内伺いと決裁が見られ、梅村治政の一端を知ることができます。

※ 『飛騨編年史要』に登場する人物 (『飛騨人物事典』参照)

梅村速水(一八四二〜一八七〇)

水戸藩士沼田泰晦の二男。水戸学を学び、脱藩して諸国を回り勤王派の諸士と交わる。

村上俊助(生年不詳〜一八七二)

もと水戸藩士。石井直一郎の二男。梅村騒動で、弁疏のために京都へ出発した梅村速水に従う。その帰途、飛騨萩原で暴徒に阻まれて苗木藩へ逃れる。その後罷免され、獄中で死亡。

吉田文助(一八四〇〜一八七〇)

高原郷吉田にある常蓮寺了生の三男。豊後日田で広瀬淡窓の咸宜園において漢学を学び、約四年後には塾総監となる。勤王の志士として活動。

富田礼彦(一八一〜一八七七)

通称は稲太。高山の地役人で頭取に進む。高山県の判県事となったが、梅村騒動が起こり、その責任を取って割腹したものの一命を取りとめる。『斐太後風土記』を編纂、著書に『運材図絵』などがある。

宮原大輔（生年不詳〜一八八四）

もと鳥取藩士。後に積と改名。梅村の失脚後、監察司として高山へ派遣され、後任の知県事となる。梅村騒動の原因となった県政を改めて民心の安定を図る。明治四年一月二〇日、高山県の廃止にともない福島県権令となる。

川上屋善右衛門（一八三〇〜一九〇九）

川原町組頭。歌人。梅村罷免と政治改正の歎願書を京都の刑法官へ提出する。

二 古文書を読み解くために

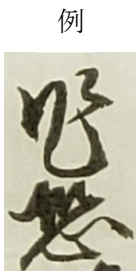
先人が書きまとめた文書を読むことはとても楽しく、その時代にタイムスリップしたような気分になり、知的好奇心が高まります。古文書解読の積み重ねが、地域史研究の発展や郷土に対する愛情を育むことにつながっていると思います。

古文書は、特定の対象へ意思を伝達するために作成されたものです。したがって、作成者は誰か、誰に対して送ったものか、伝えた内容は何かの三点について、留意していくことが大切です。

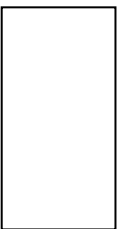
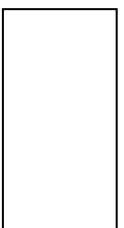
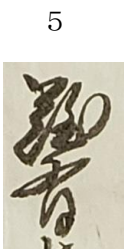
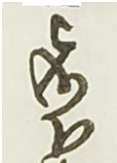
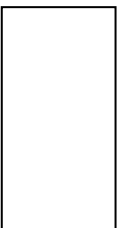
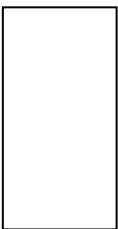
しかし、候文や慣れない漢文体で難しいとはじめから古文書に関心がない方もいらっしゃると思います。一字一字読み進めていくことは骨が折れますが、古文書の形式や決まり文句などがある程度知っておくと、解読に役立ちます。

今回の講座で扱う文書は、一般庶民が高山県役所へ提出した上申文書です。「お上」へ差し出すとなれば、へりくだったものの言い方になります。江戸時代に文書の様式が定着し、表題には「乍恐以書付奉願上候（恐れながら書付をもって願い上げ奉り候）」と記されるようになりました。これを知っておくと、応用ができます。反対に上位者が、命令や意思などを下位の者へ伝える文書を下達文書と言います。このような文書は、結びに「相達候」とか「及通知候」と記されます。

また、漢文体と言っても、返読文字が多く用いられていますから、これに慣れて読み下し文にすることができれば、鬼に金棒と言えます。次の句は、テキスト①から抄出したものです。例にならって、翻字と読み下し文を書いてみましょう。



例
乍恐
恐れながら



5

3

1

例

6

4

2

